

策定年度 (策定年月)	令和7年度 (令和8年3月)
計画期間	令和7年度～令和12年度

岡山県笠岡市
農村地域への産業導入に関する実施計画書

令和8年3月

岡山県笠岡市

目 次

前文.....	1
計画策定の目的.....	2
第1 産業導入地区の区域.....	2
1 産業導入地区の名称.....	3
2 産業導入地区の所在，地番，面積等.....	3
3 産業導入地区の区域の設定の考え方.....	3
4 産業導入地区の地目別面積.....	4
5 地域開発，土地利用計画諸法との関係.....	5
第2 導入すべき産業の業種及び規模.....	7
1 導入すべき業種.....	7
2 選定理由.....	7
3 導入すべき産業の規模.....	9
第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標.....	9
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標.....	10
1 農業経営体数の現状・見込み.....	11
2 認定農業者等の育成.....	11
3 農地の集積・集約化等の推進.....	12
第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項.....	13
1 過去に造成された工業用地等の活用.....	14
2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項.....	14
第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項.....	16
1 施設の整備等.....	16
2 地域間交流の条件の整備.....	16
3 道路，水道，排水処理施設，緑地等の施設の整備.....	16
第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事項.....	16
1 労働力の需給の調整.....	17
2 農業従事者の産業への就業の円滑化.....	17
第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項.....	17
1 担い手の育成・確保.....	18

2	農業生産基盤及び農業施設の整備.....	18
第9	その他必要な事項.....	18
1	企業の撤退時のルール等について.....	19
2	実施計画のフォローアップについて.....	19
3	その他農村地域への産業の導入について必要な事項.....	19

前文

本市は岡山県の南西部に位置し、東は浅口市、浅口郡里庄町、北は井原市、小田郡矢掛町、西は広島県福山市に隣接している。南は瀬戸内海に面し、総面積 136.07 km²（全国都道府県市区町村別面積調（令和 5 年 4 月 1 日））、東西 13.6km、南北 33.6km の広がりがある。

本市の人口は 46,088 人（令和 2 年国勢調査）で、昭和 50 年以降減少傾向が続いており、このまま推移すれば、さらに加速することが予想される。周辺市町と比較して人口の減少率は大きく、平成 27 年から令和 2 年にかけて 8.9% も減少している。また、本市の高齢人口比率は、38.4%（令和 2 年国勢調査）と高く、岡山県平均の 30.7% を上回っている。

本市の地形は、山が多く、少ない平坦地と江戸時代から続けられてきた干拓地や埋立地に主要な市街地が形成されている。海上部には、大小 30 有余の島々が点在している。気候は温暖少雨の典型的な瀬戸内式気候で、河川の水量が少ないことから、ため池が多いことも特徴である。

交通面においては、西日本国土軸上に位置し、中国地方の東西軸をなす J R 山陽本線と国道 2 号、山陽自動車道の笠岡インターチェンジにより、広域交流機能が形成されており、岡山・倉敷市都市圏や福山地方拠点都市地域との東西連携も活発となっている。従前より交通面で恵まれた立地に加え、山陽自動車道においては（仮称）篠坂 PA スマートインターチェンジの建設や、国道 2 号玉島・笠岡道路及び笠岡バイパスといった交通インフラの供用開始によって、更なる広域交流機能の発達が見込めることとなった。そこで、農業環境と居住環境との調和に配慮した土地利用の検討を進めるべく、都市計画マスタープランを見直し、主要な交通結節点を土地利用検討エリアと位置づけて、域内経済の活性化や雇用創出等に寄与する企業誘致を目指すこととしている。

本市における農業は、瀬戸内の温暖な気候や、大規模な優良農地を有する笠岡湾干拓地の地理的強みを活かして、稲麦、豆類や酪農、肉用牛、養鶏等による畜産物、もも、ぶどう等の果樹、いちご、なす等の野菜、花きなどの多彩な農畜産物を生産してきた。しかし、気象的条件には恵まれているものの、本市の農地は平坦地が少なく狭小地が多いなどの特徴によって地理的条件が悪く、耕地率が低い上、担い手への農地の集積・集約化や基盤整備も進んでおらず、経営規模の拡大が阻まれ、笠岡湾干拓地を除いては、零細な経営がほとんどを占めている状態である。経済的立地条件に優れる反面、他産業への労働力の流出による担い手不足や農業者の高齢化や離農による生産力の低下など、本市は様々な農業上の課題を抱えている現状がある。また、長期間耕作が放棄され荒廃している農地については、より地域の経済発展や既存の農業構造の改善に資する目的で活用させるべきであるという要望が農業従事者の中からも挙がっており、本市としても重要な課題として認識している。

こうした中、国では令和 6 年に「食料・農業・農村基本法」を改正し、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるべく、令和 7 年度に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定した。本計画においては、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の 5 つの基本理念に基づき、「農地面積総量の確保」や「持続可能な農業構造の構築」、「生産性の抜本的向上による食料自給力の確保」などといった達成目標を掲げ、実現に向けた具体的施策を推し進めている。本市においても、農林業振興に向けて、こうした国の施策を最大限生かすとともに、市独自の支援も織り交ぜながら、第 7 次笠岡市総合計画や、笠岡農業振興整備計画書、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等に沿った農業・農村の振興策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

一方、第 3 次笠岡市産業振興ビジョンにおいて、「人口減少社会に対応し 新たな産業連関構造を目指すまち笠岡」を基本理念とする本市においては、地域に安定した雇用を創出するために積極的な企業誘致を進め、既存の地元企業との連携・融合により新たな事業活動の創出を図ることも今後の課題としている。市内に安定的な優良企業を誘致することで、

第2次産業・第3次産業の活性化のみならず，農家世帯や若年者にとって魅力ある就業機会を確保することができ，認定農業者をはじめとする担い手への農地の集積・集約化の促進にもつながることから，産業導入地区の新設に向けて積極的な対応を図ることとしたものである。

以上のことから，農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条に基づき実施計画を策定し，農業と産業との均衡ある発展を図るものである。

この実施計画の計画期間は，令和8年3月から5か年間とし，令和12年度までに産業の導入を達成するものとする。

計画策定の目的

本実施計画は，本市が農村地域への産業導入を計画的に促進し，農業従事者がその希望及び能力等に従って導入産業に就業することを促進するための措置を講じることにより，導入産業と既存農業の均衡ある発展を図り，雇用構造の高度化及び農業構造の改善に資することを目的とした「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（昭和46年法律第112号。以下「農産法」という。）及び岡山県が同法に基づき策定した「岡山県農村地域への産業の導入の促進等に関する基本計画」（令和5年1月。以下「基本計画」という。）等を踏まえ，農産法の定める諸要件を満たした上で，本市にとって中長期的な発展をもたらす産業の導入によって，新たな雇用機会の創出や農業の担い手不足の解消及び長年積極的な活用が認められない農地の有効活用を図り，本市の農業や既存産業と調和した持続的な発展を目指すために策定する。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	備考
篠坂地区	新規

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

岡山県笠岡市篠坂チモ田2193番3 他43筆

合計面積 31,098㎡

※詳細は別紙4「農業振興地域農用地区域図（篠坂）」、別紙5「導入地区（地図）」、別紙6「導入地区 地番等」のとおり

3 産業導入地区の区域の設定の考え方

(1) 周辺地域を含む地域全体の産業等の立地動向

近年では、大規模な農業法人が、笠岡湾干拓地内で農業経営を開始している。また、茂平工業団地においては、各種製造業や運送業等が操業しており、本市経済の重要な拠点として機能している。

(2) 市場への近接性

導入地区は市内北西部、広島県福山市との境界に位置しており、県道井原福山港線から国道2号を介し、倉敷市等へ容易にアクセスできる。

また、山陽自動車道を利用すれば、中国、四国地方のみならず、近畿や九州をも商圏に含めることができる。

さらに、後述の導入業種の性質上、厳格な品質管理やコスト削減等の観点から、広範かつ迅速に輸送できる輸送網の構築が求められるため、企業の求める立地条件にも適合している。

(3) 交通インフラの整備状況

導入地区は県道井原福山港線に接道しており、市内の主要幹線である国道2号へのアクセスも容易である。

また、山陽自動車道の笠岡インターチェンジまで約5kmの距離である。

さらに、建設予定の（仮称）篠坂PAスマートインターチェンジへは数分でアクセス可能な場所に位置していることから、広域交通網の発達により導入地区の利便性は大きく向上する。

(4) 周囲の企業の立地状況

笠岡湾干拓地内には大規模経営を行う農業法人が複数存在し、隣接する県営の笠岡港（港町地区）工業用地は企業誘致が進み、すべての用地が完売している状況である。

また、笠岡湾干拓地の隣地には、茂平工業団地が位置しているほか、世界でも有数の規模の一貫製鉄所などの企業が集積しており、地域産業へ資する役割は大きい。導入地区は当該地域との距離が近く、交通結節点でもあることから、異なる産業間との連携による革新的価値の創造や、企業間での相互成長が期待できる。

(5) 導入地区の選定の考え方

候補地の選定にあたっては、市全域から適地選定を行うこととし、基本的条件として

- ①必要面積が確保できること
- ②既存産業との地理的近接性があり、導入産業との交流や関係性強化が図れること
- ③交通条件が良いこと

を満たしたうえで、

- ア 都市計画法の用途地域内の土地の活用
- イ 農業振興地域内の農用地区域外の土地の活用
- ウ 農業振興地域内の農用地区域内農地のうち、荒廃農地の活用

の順に検討し、可能な限り優良農地の保全に努めるとともに、周辺の営農活動への影響を最小限に抑えることを考慮して選定した。

- ア 都市計画法の用途地域内の土地の活用

用途地域内には笠岡港（港町地区）工業用地や茂平工業団地等が位置しているが、すべての区画が完売しており、新たに立地可能な土地はない。また、市内の工業系用途地域内においても適地は存在しない。

- イ 農業振興地域内の農用地区域外の土地の活用

必要面積の確保や交通条件等を加味した場合、当該地域内に候補地選定の条件を満たすような区画はない。

- ウ 農業振興地域内の農用地区域内農地のうち、荒廃農地の活用

ア及びイに該当する地域では要件を満たす地区選定が困難であるため、ウに該当する地域での選定を行った。その結果、以下の理由に基づき篠坂地区を産業導入地区に設定することとした。

篠坂地区について、一部耕地を含むものの、まとまった荒廃農地が存在するため、必要面積の確保は容易である。

また、山陽自動車道と県道井原福山港線の交通結節点に位置しており、笠岡湾干拓地とも直通しているため、干拓地産農産物の輸送が容易であるとともに、他の域内産業との交流や関係性強化を図る上で適している。

4 産業導入地区の地目別面積

(現況地目別)

(単位：㎡)

地区名	農地等				宅地・その他						合計
	田	畑	採草放牧地	計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	その他	計	
篠坂地区	26,080	3,760	0	29,840	0	0	0	0	1,258	1,258	31,098

(用途区分別)

(単位：㎡)

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
篠坂地区	31,098	0	0	0	31,098

5 地域開発，土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発等の指定

【篠坂地区】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (規制都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	6. 農振地域	7. 過疎地域	8. 都市計画 (線引・非線引)
9. 第2次岡山県地域 未来投資促進基本 計画の促進区域	10. 第2次岡山県地 域未来投資促進基 本計画の重点促進 区域		

(2) 土地利用基本計画関係

【篠坂地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
1	2	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

【篠坂地区】

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	4	5	6	7	8

(4) その他

①都市計画区域の範囲等

都市計画区域指定年月日(最終) 昭和46年9月3日

本市は、差出島以南の島嶼部を除く全域が都市計画区域に指定されており、平成21年に区域区分が廃止され、非線引き都市計画区域となった。旧市街化区域には引き続き用途地域が定められ、農用地区域を除く旧市街化調整区域には新たに3つの特定用途制限地域が定められた。導入地区は農用地区域からの除外後、田園居住地区及び環境共生地区が適用されるが、導入業種を誘致するにあたって、法令上の支障は生じない。

②農地転用に関する調整の結果の状況

本市農業委員会と調整のうえ、農地転用の見込みがあることを確認した。

③農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

農業振興地域 指定年月日：昭和46年3月31日
農業振興地域整備計画 策定年月日：昭和49年3月30日
農業振興地域面積：10,594.0ha
農用地区域面積：1,696.7ha（令和6年12月31日時点）

④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設，道路，水路等の位置
別紙1「各種事業実施状況」のとおり

⑤周辺における既存企業の立地状況

別紙2「市内既存企業の情報」のとおり

⑥開発許可を受ける見込み及びその日程

開発許可申請予定時期：令和8年3月
開発許可予定時期：令和8年5月

⑦立地条件表

別表1「立地条件表」のとおり

⑧宅地造成及び特定盛土等規制法による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制
区域の指定年月日

指定年月日 令和7年4月1日
規制区域 笠岡市全域

第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和13年3月末までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は次のとおりとする。

1 導入すべき業種

【篠坂地区】

大分類	中分類	小分類・細分類
製造業	09 食料品製造業	091 畜産食料品製造業
		0919 その他の畜産食料品製造業
		093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
		0932 野菜漬物製造業
		098 動植物油脂製造業
		0982 食料油脂加工業
		099 その他食料品製造業
		0999 他に分類されない食料品製造業

※日本標準産業分類より抜粋

2 選定理由

業種の選定にあたっては、必要な優良農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提にしつつ、農村地域の住民が永続的に居住できるよう、安定的な他の産業への就業機会を選択肢のひとつとして創出する必要がある。については、常用雇用が期待される多くの業種の中で、地域農業をはじめとする既存産業との連携、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれる業種又は生産性や業界成長性が高く、将来にわたって雇用の創出及び雇用構造の高度化・多様化が見込まれる業種について、本市の施策方針との整合性を図ったうえで選定した。

(1) 安定した就業機会の確保

産業導入によって相応な規模の常時雇用者の就業が見込まれ、かつ地元農業者や家族従事者、若者等に長期にわたって安定した就業の機会を提供することが可能となる産業である。

(2) 農業構造の改善を促進すること

導入産業の進出が地域の雇用の受け皿になるとともに、既存の荒廃農地の有効活用を図り、担い手への農地の集積・集約化を促進することで、農業構造の改善に寄与することが見込まれる。

その結果、導入産業と農業との共栄によって、域内全体の活性化が図られる。

(3) 雇用構造の高度化に資するもの

導入するすべての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分が円滑に行われるよう、業種間の配分・連携が可能なものを優先するものとする。また、就業が円滑に行われるよう、地域住民の希望や能力に相応し、かつ所得の向上に資するものを優先的に導入するとともに、地元農業者や家族従事者等が容易に従事し、継続就業できる業種を積極的に選定する。

導入業種は、本市においても老若男女問わず幅広い世代が勤務しており、ライン作業等を主とする業務内容からも農業者等の就業が容易であり、所得向上に資するものである。

また、地元農業者をはじめとして、若者、女性、高齢者等、多様な地域住民に対する雇用の受け皿となる役割を担うことが期待できる。

(4) 域内農業・産業との調和

導入業種では、笠岡湾干拓地内で生産された農産物の利用・消費が見込まれることから、域内農業との相乗効果による相互成長が期待できる。また、他産業との交流機会の増加によって、既存の地域資源の活用や新たな価値創出の余地が生まれ、ひいては域内経済全体の活性化に繋がると考えられる。

(5) 立地ニーズや事業の実現見通し

令和5年度に実施したサウンディング調査により、食料品製造業の企業1社から産業導入地区への強い進出意欲が確認された。事業の実現性等について協議した結果、事業実現に向けての具体的な見通しが立っているものと判断した。

(6) 導入産業と農業との関連性（農業生産・販売・農業施設等との関連性）

本市は、全国有数の面積規模を誇る笠岡湾干拓地を有しており、県内有数の一大農業拠点となっている。干拓地内で生産された農産物は、原体や加工品として出荷されており、食料品製造業からの高いニーズを有している。

また、立地企業が干拓地内で生産された農産物を原材料として調達する余地があり、これによって新たな経済的交流が創出されることで、地元農業やその他既存産業の更なる振興に繋がることが見込まれる。

(7) 安定性・不可欠性・雇用力の高さ

食料品製造業は、事業の性質上多くの労働力を必要とするため、大規模な地域内雇用の受け入れ先として、本市及び周辺地域の雇用創出に重要な役割を果たすことが期待できる。また、景気変動の影響を受けにくいという特徴があり、雇用の安定性・地域性が高いことから、就業者や近隣住民にとって地元に着した信頼感の高い雇用先となり得る。

さらには、生活の基盤である食料を安定的に供給する役割を担っており、社会構造上必然的に不可欠性の高い業種である。

(8) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

産業導入地区に立地する企業は、公害防止及び環境保全に努めるとともに、工場敷地内には緑地を設け、周辺環境との調和に努めることとする。

企業の立地時には環境関係法令及び条例の遵守はもとより、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて公害防止に関する協定の締結を行うこととする。

また、産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立って、その処理体制を整備し、適正に処理するだけでなく、再資源化の取組を優先するものとする。

3 導入すべき産業の規模

【篠坂地区】

産業の業種	事務所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
		工業用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	工業出荷額	売上額
09 食品製造業	1	m ² 27,848	m ² 3,250	m ² 31,098	人 70	人 80	人 150	百万円 10,000	百万円
計	1	27,848	3,250	31,098	70	80	150	10,000	

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和13年3月末までに就業する農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、自営農業に従事した者。以下同じ。）は次のとおりとする。

なお、老若男女を問わない多様性のある雇用機会の創出を目指す。

【篠坂地区】

産業の業種	事務所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
09 食料品製造業	1	人 18	人 20	人 38	% 25.7	% 25.0	% 25.3
計	1	18	20	38	25.7	25.0	25.3

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和13年3月末までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 農業経営体数の現状・見込み

単位：経営体

区分	農業経営体数	団体経営体数 (うち法人)	個人経営体数	経営体	
				主業・準主業経営体	副業的経営体
令和2年度	343	30 (29)	313	46	267
令和12年度 (見通し)	213	19 (18)	194	29	165

注：現状は2020農林業センサスより

(参考)

2020農林業センサス等に用いる用語の解説

農業経営体数：農産物の生産を行うか、又は委託を受けて農作業を行い、(1)経営耕地面積が30a以上、(2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地栽培15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等）、(3)農作業の受託を実施、のいずれかに該当するもの。経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

個人経営体：個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体：個人経営体以外の経営体をいう。

主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

2 認定農業者等の育成

認定農業者、認定新規就農者及び集落営農（以下「認定農業者等」という。）の育成・確保にあたっては、以下の取組を実施する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市内において後継者がいないと思われる場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供を行う。また、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、必要なサポートを行う。

農業を担う者の育成に向けた取組として、市が中心となり、農業協同組合、農業普及指導センター、農業委員、農業士、岡山県青少年農林文化センター三徳園等と連携・協力して実践研修、経営・生活相談、技術指導を行い、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。また、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、本市地域農業再生協議会のもとで相互連携を図りながら、本市が中心となり、地域計画の策定・変更に伴う

話し合いや地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

同世代の若手農業者との仲間づくり，交流の機会の設置，参加誘導を図る。経営能力の向上に向けては，農業普及指導センターや専門家を活用した研修会や，経営分析，相談などにより，経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。また，青年等が就農する地域における地域計画との整合性に留意しつつ，青年等就農計画の作成を促し，国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め，確実な定着へと導く。さらに，青年等就農計画の達成が見込まれる者については，引き続き農業経営改善計画の策定を促し，認定農業者へと誘導する。

就農に向けた情報提供及び就農相談については県農業経営・就農支援センターを中心に連携を図り，技術や経営ノウハウについての習得，就農後の営農指導等のフォローアップについては農業普及指導センター，農業協同組合，農業士等，農地の確保については農業委員会，農地中間管理機構等，各組織が役割を分担しながら取組を進める。

区分	認定農業者	認定新規 就農者	集落営農
令和7年度 (現状)	経営体 83	経営体 4	集落営農 3
令和12年度 (見込み)	75	4	3

※現状は令和7年3月31日現在

※集落営農組織は農事組合法人を指す

3 農地の集積・集約化等の推進

(1) 認定農業者等への農用地の利用の集積に関する計画

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため，農業関係機関が連携し，地域の合意形成を図りながら，一定規模以上の集団の内を耕作する担い手に農地が利用集積されるよう努める。

区分	農用地面積 (ha) ①	認定農業者等への農用地の利用集積面積 (ha)				認定農業者 等への利用 集積率(%) ②/①
		所有面積	利用権設定	農作業委託	計 ②	
令和7年度 (現状)	2,366	228.7	492.7	23.9	745.3	31.5%
令和12年度 (目標)	2,351	310.4	668.2	32.3	1,010.9	43.0%

※①は笠岡農業振興地域整備計画より

※①以外は農地基本台帳より

(2) 認定農業者等の経営規模

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため，土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては，農業委員などによる掘り起し活動を強化して，農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けた

地域計画を策定し，農地中間管理機構の活用等を推進する。

営農類型 (作目・部門名)	認定農業者等の数 (単位：経営体)	経営規模 (単位：ha)
	令和7年度 現状	令和7年度 現状
稲作中心経営	16	71.6
麦類作中心経営	3	17.0
果樹類中心経営	14	27.4
花き中心経営	6	8.7
露地野菜中心経営	11	241.4
施設野菜中心経営	11	54.8
肉用牛中心経営	9	35.3
酪農中心経営	10	215.9
採卵鶏中心経営	5	4.5
その他作物（飼料用）	2	117.7
計	87	794.3

※農業経営改善計画書から集計

(3) 生産組織の育成

生産組織は，効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に，農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けをもっており，オペレーターの育成，農作業受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに，その経営の効率化を図り，体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

1 過去に造成された工業用地等の活用

(1) 過去に造成された工業用地

工業用地名	所在地	用地総面積 (ha)	現在の状況
笠岡港（港町地区）工業用地（県営）	笠岡市港町	42.2	完売済
茂平（内陸）工業団地	笠岡市茂平, 西茂平	22.9	完売済
茂平（臨海）工業団地	笠岡市茂平	23.9	完売済
美の浜（臨海）工業団地	笠岡市美の浜	3.4	完売済
笠岡中央内陸工業団地	笠岡市みの越	21.5	完売済

(2) 農地の集積・集約化

産業導入地区内の農地の農業従事者に対しては、産業導入地区外の優良な農地や遊休農地等の活用を促すことで集積・集約化を進め、労働生産性や作業効率の向上と併せて、安定的・持続的な農業経営のための農地保有の合理化を図る。

2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

本実施計画に基づく産業の導入にあたっては、立地条件や必要面積を加味する必要があるとともに、令和10年度以降竣工予定の（仮称）篠坂PAスマートインターチェンジや国道2号バイパス等との近接性が極めて重要な要素となる。農用地区域外で候補地を検討したが、条件に合致する土地はない。

①用途地域内の土地活用について

本市の用途地域内の土地のほとんどが既存企業や住宅の用に供されており、一団の土地を確保することは困難である。

②農業振興地域外の土地活用について

本市においては、用途地域、臨港地区、港湾隣接地域、瀬戸内海国立公園の特別地域、国有林、民有林の一部、島しょ部の一部を除いた10,594haが農業振興地域に指定されている。農業振興地域外の用途地域以外の土地は、その地域の有する性質や地理的要因等を加味した場合、企業の立地には不適であるため、企業が立地可能な用地を農業振興地域外で選定することは困難である。

③農業振興地域内の農用地区域外農地の活用

本市の農業振興地域面積のうち、約8,897haが農用地区域外農地であるが、本計画における導入産業が求める需要を満たす適当な農用地区域外農地はないため、やむを得ず農用地区域内農地の荒廃農地で選定を行う。導入地区は交通結節拠点に位置し、（仮称）篠坂PAスマートインターチェンジの竣工等により、更なる利便性の向上が見込まれる好立地であることから、当該地を本事業予定地として選定するものである。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

導入地区は、東側は県道井原福山港線に接道しており、西側は広島県福山市との県境に接している。県道東側の農地については、県道の交通量が多く農業用機械の横断が困難なことから農地の集団性は分断されているため、営農上の影響は少ないと考える。西側は、農業振興地域内の農用地区域外農地であり、山林等も隣接している。導入地区との一体的な農業上の利用も認められず、日照通風にも支障をきたす恐れは

少ないことから、同じく営農上の影響は少ないと考える。南北に隣接する農地は農用地区域内農地ではあるが、農業者の高齢化や後継者不足により耕作者がいない状況であり、現状では積極的な活用は認められないことから影響はないものとする。

①本地区内の農業用施設等への影響

本地区内には、農業用排水路が存在する。農業用排水路については、代替水路を敷設する予定であり、周辺環境への影響は最小限に抑えられるものと見込まれる。

②農用地区域内における農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生ずる可能性

導入地区の農用地は、地域計画上に位置づけられていないこと、加えて、導入地区に隣接する農用地についても、目標地図上で担い手が集積・集約化を促進する農地として位置づけられていないことなどから、現状では地域計画の達成に支障が生じる可能性はない。

③高性能農業機械による営農への支障，農業生産基盤整備事業の実施，農地中間管理事業等の農地の集積・集約化の推進等へ影響を及ぼす可能性

(a) 高性能農業機械による営農への支障

導入地区においては大型の高性能農業機械による営農は営まれておらず、支障をきたす恐れはない。

(b) 農業生産基盤整備事業の実施への支障

現在、導入地区で農業生産基盤整備事業を実施する予定はなく、今後も事業を実施する予定はないため、当該事業に影響を及ぼす可能性はない。

(c) 農地中間管理事業等の農地の集積・集約化の推進への支障

導入地区では、農地の集積・集約化を積極的に推進する予定はなく、農地中間管理事業等による農地の集積・集約化の推進には支障をきたさない。

④農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供されることによる影響

(a) ため池，排水路，土留工，防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について，その毀損により，土砂の流出又は崩壊，洪水，湛水，飛砂，地盤沈下等の災害の発生可能性

導入地区にため池，土留工，防風林等は存在しない。排水路については、敷設替えを行うため、影響は最小限に抑えられるものと見込まれる。

(b) 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について，土砂等の流入による排水停滞，汚濁水の流入など，周辺の土地改良施設の機能に支障が生じる場合

導入地区周辺に、施設機能に支障をきたすような土地改良施設は存在しない。

(c) 産業導入地区で実施が予定されている，実施中である，又は完了した土地改良事業等の状況及び産業導入地区として位置付けることの是非についての調整結果
導入地区において土地改良事業等は実施されていない。

(3) 面積規模が最小限であること

導入地区の面積は、立地希望企業による土地利用計画を審査した結果、事業に供するための必要最小限の面積となっている。

(4) 面的整備を実施した農用地を含めないこと

導入地区に、土地改良事業の面的整備実施後8年を経過していない農用地は存在しない。

(5) 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

導入地区に、農地中間管理権の存在期間が満了していないもの及び農地中間管理機構関連事業を行う予定のある農用地は含まれていない。

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設の整備等

- ・施設用地等面積 31,098 m²
- ・用地調達の方法 売買 31,098 m²
- ・造成事業主体 民間事業者（デベロッパー）

2 地域間交流の条件の整備

導入地区の周辺には、集团的農地を有する笠岡湾干拓地内の大規模農家や笠岡港（港町地区）工業用地等が位置しているため、積極的に地域間交流を促進し、農業と産業の相互成長を図る。

3 道路、水道、排水処理施設、緑地等の施設の整備

(1) 道路

導入地区は県道井原福山港線に接道しており、新規に道路等の整備を行う必要はない。搬入道路については、県道井原福山港線からの搬入となり、一定の交通量が見込まれるため、安全確保には十分な配慮を行う。

なお、造成予定箇所近辺である県道井原福山港線と県道坪生福山線の交差点において新たに信号機が設置されており、安全性の高まりが見られる。

(2) 水道

導入地区に工業用水道は敷設されていないため、上水道の引き込みとなる。上水道については、導入地区への導水のため本市が新規で敷設予定である。

また、井水の利用が可能となる見込みであり、上水道と井水を併用する予定である。

(3) 排水処理施設

工場排水等については、企業が設置する排水処理施設等において、水質汚濁防止法による排水基準及び関連する条例等に定める基準を遵守し適切に処理した後、隣接する篠坂川に放流する。また、雨水排水については、最下流に調整池を設けることによって流出量を調整し、近隣の農地及び水路に影響が生じないような計画で放流する。

(4) 緑地等

都市計画法施行令第25条第6号の規定により、緑地を設ける必要があり、その面積が開発区域面積の3%以上かつ1カ所あたり150 m²以上になれば、都市計画法等の基準に適合する。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

- ・本市農業委員会や晴れの国岡山農業協同組合等との連携を確立し、農地の流動化や農業の近代化による省力化に伴い離農を希望する農業従事者や家族従事者を把握し、関係機関の協力のもと、就業が期待できる者を中心に、雇用情報等の提供を行う。
- ・企業誘致を契機として、笠岡公共職業安定所との連携を密にして、Uターンの促進、Iターン者の定住促進、新卒者の市内就業・地元定着の促進を図る。

2 農業従事者の産業への就業の円滑化

農業従事者の希望及び能力に応じて就業できるよう、本市と笠岡公共職業安定所、本市農業委員会や晴れの国岡山農業協同組合等と密接に連携し、就職相談を行う。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な経営を構築するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材育成を推進する。

また、就農希望者に対して、農業大学校や先進農家等での研修体制の活用を促し、農業技術や経営方法等の習得に繋げるとともに、農業後継者を育成し、地域への定着を図る。

さらに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

産業の導入と相まって農業構造の改善を図るため、次により事業を実施する。

※事業一覧

事業名	事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称及び事業量	事業主体	事業の着工完了(予定)年度
農村整備事業(農道・集落道整備事業)強靱化型	農道保全対策事業	116.6	88,000	笠岡湾干拓2号橋地区 農道保全対策1橋 耐震補強一式 保全対策一式	岡山県	令和5～9年度

第9 その他必要な事項

1 企業の撤退時のルール等について

立地予定企業が不測の事態により、その立地を取りやめる、あるいは立地後まもなく撤退することとなった場合は、下記の方針により事前及び事後の対応を行う。

(1) 事前の防止策に関する方針

将来において企業が撤退することのないよう、常に情報交換し、伴走型支援を行う。

(2) 事後の対応に関する方針

将来において企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、市と立地企業が連携し、跡地の有効活用の方策について検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

2 実施計画のフォローアップについて

(1) 実施する項目

フォローアップに際しては、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模等の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善の状況、遊休地の解消状況等を踏まえた実施計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しとなっている理由及び対応策のほか、企業撤退時のルールづくり、体制等についても確認を行う。

立地予定企業が導入地区へ確実に立地を図るよう、情報交換や協議の場を設けることによって緊密に連携し、計画段階や土地造成完了後に撤退することのないよう支援する。

遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標若しくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、その理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行う。

(2) 実施する項目をフォローアップするための具体的な体制、方策

実施計画の策定又は変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。

また、産業導入地区内に遊休地がある場合は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。

なお、具体的なフォローアップする項目については、以下に記載する。

- ①土地利用の調整の状況 立地企業との密な情報交換を行う。
- ②農業従事者の就業の状況 立地企業への聞き取り調査を行う。
- ③農業構造の改善の状況 農業関係団体への聞き取り調査を行う。

3 その他農村地域への産業の導入について必要な事項

- ・本計画は、「岡山県農村地域への産業の導入の促進等に関する基本計画（令和5年1月策定）」に即して実施する。
- ・本計画の実現に向けて、農業構造の改善、経営改善支援対策を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら産業の導入の促進に努める。